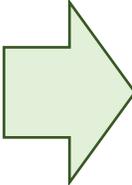


肺がん検診の実施体制について (チェックリスト実施率)

チェックリスト実施率とは

市町村及び検診実施機関が、整備すべき技術・体制について「事業評価のためのチェックリスト」に基づき点検し、その結果を数値化した指標。チェックリストの詳細は参考資料3を参照してください。

1 令和5年度市町村チェックリスト実施率（全体）

		R4年度			R5年度
肺がん	集団	70.5%		集団	75.5%
	個別	58.6%		個別	65.6%

令和4年度の実施率と比較して、**令和5年度の実施率は改善**している。
昨年度の部会において、実施率が低くかつ市町村における改善が可能な項目を抽出し改善を促すとともに、本年度、**現状と改善計画の調査を実施**した



各市町村において、**具体的な改善策が検討される**とともに、チェックリストの内容を**正しく理解する**ことで実施済みとできる項目もあった。
また、精密検査医療機関の登録制度を創設したことで、精検医療機関の一覧を要精密検査者に示すことができるようになり、令和6年度はさらなる改善が見込まれる



チェックリストを正しく理解するとともに、具体的な改善策を共有できる機会を提供することで継続的に実施率向上を目指すことが必要。

（チェックリストを正しく理解することで、一時的に実施率が低下する場合もある）

1 令和5年度市町村チェックリスト実施率（全体）

<実施率が低い項目>

検診対象者の情報管理

肺がん

対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか	55.6%
-----------------------	-------

受診者への説明、及び要精検者への説明

肺がん

要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）の一覧を提示しているか	29.6%
一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	25.9%

→ 改善を図るために、精密検査医療機関の登録制度を創設と一覧の作成について、本年度から検討を開始

検診機関の質の担保

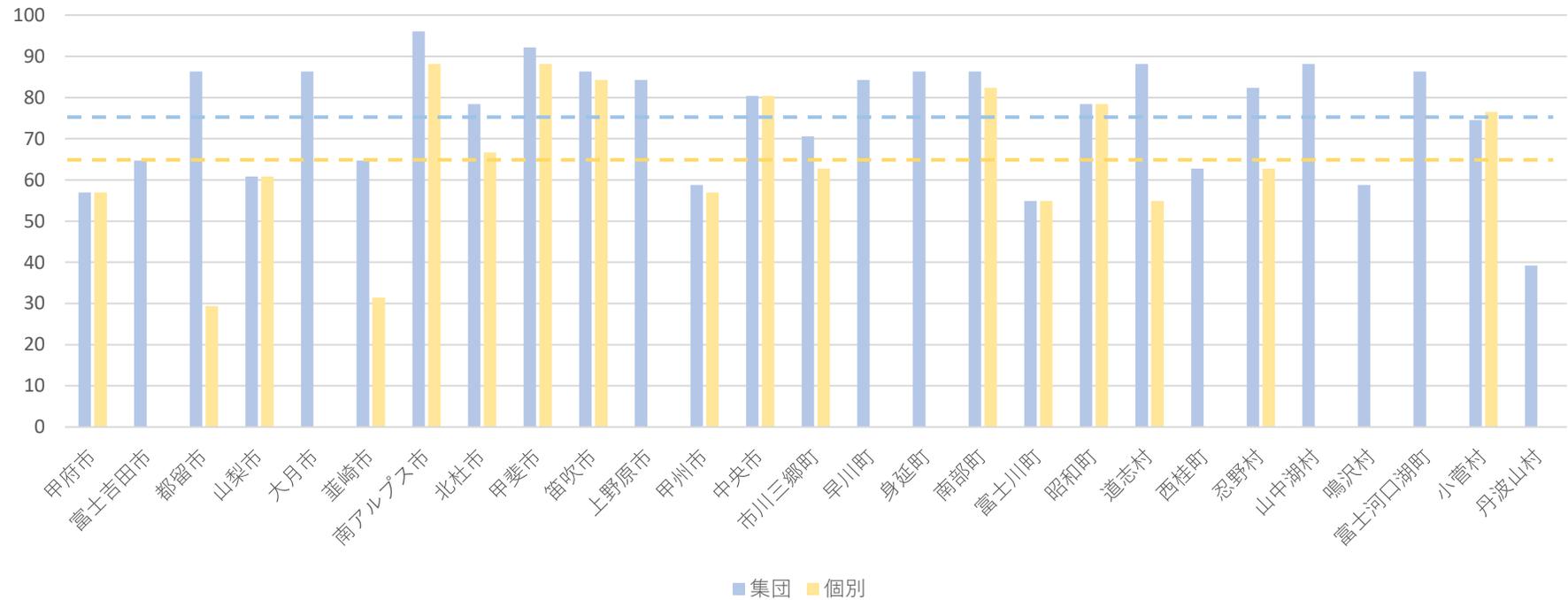
肺がん

仕様書の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしているか	74.1%
検診終了後に、委託先検診機関で仕様書の内容が遵守されたことを確認しているか	50.0%
検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか	16.7%

→ 検診機関に対しては、部会からの指導事項と併せてチェックリストの結果を個別にフィードバックしており、その内容を把握・確認することで実施済みとすることが可能

1 令和5年度市町村チェックリスト実施率（市町村別）

肺がん



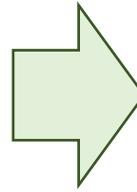
-- は集団検診における県の平均
-- は個別検診における県の平均

実施率が低い市町村は、がん発見率、陽性反応的中率など統計分析の未実施である傾向。

→県から年度末に各市町村あてにフィードバックしている精度管理指標（市町村カルテ）を確認することで改善が可能

2 令和6年度検診機関チェックリスト実施率

	R5年度
肺がん	90.1%



	R6年度
肺がん	90.8%

<実施率が低い項目>

質問（問診）、及び撮影の精度管理

事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して**指示をする責任医師**、及び**緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書**を作成し、**市区町村に提出**しているか

41.2%

胸部エックス線読影の精度管理

読影は**二重読影を行い**、読影に従事する医師は要件を満たしているか

63.6%

システムとしての精度管理

内部精度管理として、検診実施体制や検診結果の把握・集計・分析のための委員会（自施設以外の専門家を交えた会）を年に1回以上開催しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した同様の委員会に年に1回以上参加しているか

52.4%



- ・ 検診機関に対策型検診の趣旨、国が示している「指針」や「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」について理解していただくことが必要。
- ・ 検診機関を対象とした**研修会・説明会の開催などによる支援**が必要。